

令和4年3月18日

市型預かり保育事業の満3歳児クラス又は2歳児受入れ推進事業を
利用している保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

まん延防止等重点措置の解除に伴う 市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の利用について

日頃から、幼児教育関連事業の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

また、ご家庭での保育が可能な場合にお休みしていただいた保護者の皆様におかれましては、ご協力ありがとうございます。

さて、令和4年3月21日をもって政府による神奈川県へのまん延防止等重点措置が解除されることとなりました。令和4年2月10日付の通知「まん延防止等重点措置期間の延長にかかる市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の利用について」において、市型預かり保育等^(※)の利用を控えた場合の「満3歳児及び2歳児の利用料の日割り対応」については、「まん延防止等重点措置期間が終了する日まで継続する」としていましたが、「令和4年3月31日」まで延長し、終了することとします。

また、幼稚園・認定こども園の特性として、3密のうち特に「密集」と「密接」を防ぐことが困難であり、新型コロナウイルスに限らず、感染症は広がりやすいため、抵抗力が弱い乳幼児をお預かりしている幼稚園・認定こども園としては、感染をできるだけ防げるよう対策が必要であり、保護者の皆様のご協力が欠かせません。

引き続きのお願いになりますが、特にお子様に発熱等の風邪の症状がある場合等にはお休みするなど、基本的な感染防止対策を行うことへのご協力をお願いします。

※市型預かり保育等： 私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育事業）、
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業

1 市型預かり保育等の利用にあたってのお願い

ご家庭での保育が可能な場合には、市型預かり保育等をお休みしていただくようお願いいたします。

また、保育が必要な方においても、必要な日及び時間でのご利用を引き続きお願いいたします。

（ご協力をお願いしたいことの例）

- ・登園日や前日に発熱があった場合やお子様の体調にいつもと異なる様子が見られる場合にはお休みする
- ・仕事がお休みの日などには市型預かり保育等の利用を控える
- ・在宅勤務の日については、通勤に要していた時間帯を除き、勤務時間に応じた利用とする など

※保護者が在宅勤務・テレワークであっても、オンライン会議や対外的な調整業務等のため家庭での保育が困難な状況により、保育を必要とする場合があることから、保護者の方からお申し出があった場合には必要な時間の保育を提供していただくよう園にはお願いしています。

また、引き続きのお願いになりますが、感染拡大防止のため、以下に該当する場合は、園へのご連絡にご協力をいただきますようお願いいたします。

【園児】

- ① 発熱等の症状が見られた場合
- ② 新型コロナウイルス感染症に関して、濃厚接触者に特定された場合
- ③ PCR検査・抗原検査等で陽性の判定が出た場合

【園児の家族】

- ① PCR検査・抗原検査等で陽性の判定が出た場合

<担当連絡先>

保育・教育運営課 671-2085